

保険のひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

子ども食堂の安心のための保険「ボランティア行事用保険」について

全国の皆さまの温かい支援によって、子ども食堂の活動は着実に拡大、定着してまいりました。子ども食堂は子どもが、温かい食事の提供を受けられるとともに安心して安全に利用できる居場所としても重要な役割を担っています。子ども食堂を安心して運営するために適した保険についてご案内しますので、ご参照ください。

よくあるご質問(Q&A)

Q1. 子ども食堂に適した保険はありますか？

- A1. ボランティア行事用保険AプランまたはCプランが適しています。
- 1 会場内の参加者(利用者、主催者全員)のケガを補償。
 - 2 食中毒を発生させてしまった場合等主催者の賠償責任を補償。
- Aプランの特徴…参加者(利用者、主催者側全員)の名簿の届けが必要。会場までの往復途上の参加者のケガも補償します。
 - Cプランの特徴…名簿の届けが不要。会場までの往復途上の参加者のケガは補償しません。



Q2. 新型コロナウイルス感染防止対策で“会場で摂らず持ち帰る方式”に変更しましたが、補償の対象となりますか？

- A2. 会場で起こる事故が補償の対象となります。(上記「および」の補償)
 ※Aプランでは名簿に記載されている参加者の会場までの往復途上のケガの補償も対象となりますが、Cプランでは会場までの往復途上のケガの補償は対象となりません。

Q3. 新型コロナウイルス感染防止対策で“訪問して届ける配食方式”に変更しましたが、補償の対象となりますか？

- A3. 配食方式は行事に該当しないため加入の対象となりません。
 ※配食方式の活動を行う団体にはボランティア活動保険(無償の場合)や福祉サービス総合補償(有償・無償を問わず)が適しています。

ボランティア行事用保険補償内容(抜粋)

(熱中症危険補償特約セット、団体割引15%)

●保険金額(ケガの補償)		1名あたり保険金額
死亡保険金		400万円
後遺障害保険金(限度額)		400万円(限度額)
入院保険金日額		3,500円
手術保険金	入院手術	35,000円
	外来手術	17,500円
通院保険金日額		2,200円
●保険金額(賠償責任の補償)		保険金額
対人賠償(1名・1事故限度額)		2億円
対物賠償(1事故限度額)		1,000万円
●保険料		1名あたり保険料
Aプラン(A1行事)		1日 28円
Cプラン		1日 28円

※1行事の最低保険料は560円です。

■この内容は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■取扱代理店 株式会社福祉保険サービス

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763
 受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除く)

■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除く)

「ふくしの保険ホームページ」(URL <https://www.fukushihoken.co.jp>)